

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人が、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を公益目的支出計画に基づき他の公益法人等（以下「受贈公益法人等」といいます。）に贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当する場合に限り）する場合において、措置法第40条第9項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「受贈公益法人等」欄には、公益目的支出計画に基づき贈与を受ける受贈公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 5 「受贈公益法人等に贈与する財産等の明細」欄には、受贈公益法人等に贈与をする財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与する財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 7 この届出書は「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である特定一般法人及び受贈公益法人等の登記事項証明書等
- 3 受贈公益法人等が措置法第40条第9項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 4 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等